

航空機用機器の海外修理共通仕様書

海上自衛隊航空補給処

変更記録

平成10年12月 8日 制 定

平成13年 3月 7日 第1次改正

平成18年 3月 6日 第2次改正

平成19年 4月 2日 第3次改正

平成20年 4月 1日 第4次改正

平成24年 3月 1日 第5次改正

令和 6年 6月 6日 第6次改正

目 次

1 総 則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 用語の定義	1
1.3 引用文書	4
2 役務に関する要求	5
2.1 一般的要求事項	5
2.2 修理作業に関する要求事項	5
2.3 製品の表示	6
2.4 品質管理	6
2.5 材料	6
3 品質保証	6
3.1 製品検査	6
3.2 検査の項目	6
3.3 監督及び検査	7
4 輸送及び出荷条件等	7
4.1 輸送	7
4.2 出荷条件等	7
5 その他の指示	7
5.1 提出書類	7
5.2 業者負担部品	8
5.3 撤去品の処置	8
5.4 部品番号等の変更	8
5.5 シリアルナンバーの変更	8
5.6 通関手続	8
5.7 納入場所	8
5.8 仕様書の疑義	8
付表 1	9
付図 1	12
様式第 1	13

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等		仕 様 書 番 号	Z D S - R - X 0 0 0 2 - 6
名 称	航空機用機器の海外 修理共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	H 1 0 . 1 2 . 8
		改 正 年 月 日	R 6 . 6 . 6
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処の契約に係る航空機用機器の海外修理に適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書において用いる主な用語の定義は、次による。ただし、米国以外において修理を実施する場合には、この仕様書において規定する米国及びF A A等に関する事項について、米国及びF A Aを当該修理国及び当該修理国におけるこれと同等の政府機関と読み替えるものとする。

1.2.1

海外修理

契約により、国外において実施する修理をいう。

1.2.2

航空機用機器

海幕装備第5622号の23703（航空機用機器定期修理）及び**24703**（航空機用機器臨時修理）に定める修理対象品目に指定された機器並びに特令により修理を実施する機器をいう。

1.2.3

F A A（Federal Aviation Administration）

米国における民間航空に関する各種の行政指導監督及びこれに伴う検査業務を担当する機関をいう。

1.2.4

契約担当官等

契約担当官，契約担当官代理，分任支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官代理をいう。

1.2.5

認定製造業者

米国政府又はF A Aから，主契約業者として製造又は修理することを認可あるいは承認されている業者をいう。

1.2.6

認定製造業者等

認定製造業者及び認定製造業者から当該品目の修理を許可されている業者をいう。

1.2.7

オーバーホール作業

航空機用機器について，満足な作動状態を維持し，安全性及び信頼性を保証するために必要な作業で，原則として，受入検査，分解，洗浄，構成部品の検査，構成部品の修理，構成部品の交換，組立，調整及び検査を行う作業をいう。

1.2.8

エキスチェンジ

修補が必要な機器と，製造会社等の提供している良品と交換する修理作業をいう。

1.2.9

分解検査作業

航空機用機器のオーバーホール作業の各作業項目のうち，受入検査，分解，洗浄及び構成部品の検査を行う作業をいう。

1.2.10

組立作業

航空機用機器のオーバーホール作業の各作業項目のうち，分解検査作業以降の構成部品の修理，構成部品の交換，組立，調整及び検査を行う作業をいう。

1.2.11

部分修理作業

航空機用機器を使用可能にするために，機器の不具合状況に応じて，受入検査，分解，

洗浄，構成部品の検査，構成部品の修理，構成部品の交換，組立，調整及び検査の作業のうち，必要な一つの作業又は二つ以上の作業を組み合わせた作業をいう。

1.2.12

機能検査作業

試験器材又は試験装置を用いて，航空機用機器の良否の判定並びに機能不良の場合，当該品の修理の可否及びその程度を判定するために行なう作業をいう。

1.2.13

証明書等

航空機用機器が，所定の検査に合格し，品質が保証されたものであることを証明する検査合格書，検査成績書，検査合格タグ，検査合格ラベル及び耐空性証明をいう。

1.2.14

検査成績書

修理業者が，航空機用機器の品質を保証するために，品目ごとに定められた検査項目について，規格値と検査成績等を記入した書類をいう。

1.2.15

検査合格書

修理業者が，航空機用機器の品質を保証するために，検査に合格していることを証明する書類をいう。

1.2.16

検査合格タグ

修理業者の定める検査員又はF A A検査官等が，各自の権限内の航空機用機器について行なった検査に合格したことを証明するタグをいう。

1.2.17

検査合格ラベル

修理業者が，航空機用機器の品質を保証するために現品に印刷又は貼付して検査に合格していることを示すラベルをいう。

1.2.18

耐空性証明（F A A F O R M）

F A A検査官等が，航空機用機器の品質を保証するために発行する耐空性証明書等をいう。

1.2.19

F A A 検査官等

F A A の定める耐空性基準等に基づく検査を行い，耐空性証明を発行する等の業務を執行する権限を付与された者を総称していい，F A A から直接権限を付与された検査官と F A A の承認を得た修理会社が与えられた責任と権限に基づき，その一部の権限の執行を委任している検査員とに大別される。

1.2.20

改修作業

海幕装備第 5 6 2 2 号の 5 1 6 0 5（航空機用等の改修）に定める改修指示書に基づき実施する作業で，原則として，機器の修理時に同時に実施する。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するもののほかは，最新版とする。

ただし，契約後当該文書に改正があった場合には，その適用について別途契約担当官等と協議するものとする。

なお，契約後，技術刊行物等で，有効な基本版，改定版，変更版，追録版及び技術刊行物改訂指示書を入手したときは，監督官等と協議し，監督官等の指示する時期をもって仕様書の一部とする。

a) 仕様書

MHP-V-03013 航空機用機器の外注整備共通仕様書

MHP-V-51030 航空機部品（輸入）共通仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

b) 法令等

航空機等整備基準(海幕装備第 5 6 2 2 号。10．12．8)

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第 2 0 7 2 号。18．12．27）

海上自衛隊において調達する調達物品等の標準監督・完成検査実施要領等
（海幕経第 2 5 5 9 号。9．5．30）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

修理業者は、認定製造業者等とする。

2.2 修理作業に関する要求事項

2.2.1 作業の基準

作業の基準は、認定製造業者等の図面、オーバーホールマニュアル及び作業基準書等とする。

2.2.2 作業区分

個別仕様書で指示する修理作業の区分は、原則として次のとおりとする。

- a) オーバーホール作業
- b) 分解検査作業
- c) 組立作業
- d) 部分修理作業
- e) 機能検査作業
- f) エクステンジ

2.2.3 作業内容

作業内容は、MHP-V-03013の2.1項によるほか個別仕様書による。

2.2.4 作業の要領

作業の要領は、原則として次のとおりとする。

- a) 受入検査に合わせて、受領した機器の物品番号、部品番号、一連番号と払出票の記載事項を確認の上、**補本装補第2072号**を準用し、速やかに受領手続きを行い、次の作業を実施する。
 - 1) 不具合内容の確認
 - 2) 個別仕様書に定める作業区分の適否を確認するために必要な故障探究の作業
- b) 受入検査終了後、個別仕様書に定める作業区分に従い、直ちに作業を実施する。
- c) 分解検査の結果、修理費比率が65%を超過すると見積られる場合には、修理可否判定協議書（**様式第1**）2部を契約担当官等に提出する。
- d) 受入検査の結果又は作業行程中の状況により、作業区分の変更が必要と認められた場合は、監督官の確認後速やかに、文書により調達要求元へ通知して、以後の処置について協議するものとする。

- e) 個別仕様書で別途指示する改修作業が完了した場合は、改修完了報告（様式第2）2部を監督官等に提出するものとする。

2.3 製品の表示

製品の表示は、MHP-V-62010によるほか、次の事項を表示する。

- a) 修理工場名
- b) 作業区分
- c) 完成検査年月日
- d) 完成検査官の検査印

2.4 品質管理

品質管理は、修理業者社内規定による。

2.5 材料

材料にアスベストを使用してはならない。

3 品質保証

3.1 製品検査

契約の相手方は、官が実施する検査に先立ち、個別仕様書で特に指定した場合を除き、

- 3.2 項の規定に従ってあらかじめ社内検査（下請負業者において行う検査を含む。）を実施し、当該社内検査成績表を準備するものとする。ただし、個別仕様書で指示する修理作業の区分が分解検査の場合及び納入を伴わない機能検査の場合は、書類審査のみとする。

3.2 検査の項目

3.2.1 書類審査

契約の相手方は、次により書類審査を実施するものとする。

- a) 修理業者が発行したINVOICEに記載された品名、部品番号及び数量等が個別仕様書の要求事項を満足していることを確認するものとする。
- b) 証明書等又は修理作業完了品が、個別仕様書の要求事項若しくは製造図面等又は規格等の要求事項を満足していることを証明する書類が添付されていることを確認するものとする。

3.2.2 外観検査

契約の相手方は、修理作業完了品の仕上げ、構造、防錆処理、塗装、打ちきず、加工不良、未加工、欠品、加工きず、輸送取扱不良等による破損等及び外観上の異常の有無を目視により確認するものとする。ただし、金属容器に収納され使用時まで開缶を禁じられている品目については、外観に著しい欠陥が認められる場合以外は、原則として開缶しないものとする。

3.3 監督及び検査

監督及び検査は、**海幕経第2559号**による。

4 輸送及び出荷条件等

4.1 輸送

輸出入時の輸送は、原則として航空便とする。

4.2 出荷条件等

4.2.1 出荷条件

出荷条件は、**MHP-V-51030**の**4**項による。

4.2.2 来歴簿

来歴簿は、**MHP-V-03013**の**4.1**項による。

4.2.3 検査証票

官が実施する完成検査終了後、完成検査合格品の梱包外表面に、検査官が交付する検査証票（付図1）を貼付する。

4.2.4 添付書類

修理完成品に、社内検査成績表及び証明書等を添付する。

なお、様式については、契約相手方又は修理業者の様式とする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

完成検査時に、次の書類1部を監督官等に提出する。ただし、個別仕様書で指示する作業区分が分解検査又は機能検査の場合は、**b)**の書類に替えて作業の結果を明らかにする書類とする。

a) 社内検査成績表

b) 証明書等

5.2 業者負担部品

修理に必要な部品及び材料は、すべて契約の相手方の負担とする。

5.3 撤去品の処理

撤去品の処理は、**補本装補第2072号**を準用する。

5.4 部品番号等の変更

契約の相手方は、役務履行中の役務対象物の技術変更等により、当該品目の部品番号等の変更を要する場合は、速やかに、根拠資料を添えて要求元へ通知し、以後の処置について協議するものとする。ただし、個別仕様書で指示する改修作業の場合を除く。

5.5 シリアルナンバーの変更

契約の相手方は、部品番号の変更や形態の変更に伴い、納入時のシリアルナンバーが変更される場合は、根拠資料を添えて要求元へ通知するものとする。ただし、個別仕様書で指示する改修作業の場合を除く。

5.6 通関手続

役務対象品の通関手続は、法令等に基づき契約の相手方が行う。

5.7 納入場所

納入場所は、個別仕様書による。

なお、個別仕様書に要求のある納入場所は、**付表1**のとおり。

5.8 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

付表 1－納入場所一覧表

会社コード	納入場所名称	
1 1 7 6	(株)ジャムコ調布	1 1 7 6 官給品倉庫
1 2 3 2	(株)I H I (瑞穂)	1 2 3 2 官給品倉庫
1 2 6 7	川崎重工業(株) (厚木)	1 2 6 7 官給品倉庫
1 3 3 6	(株)ジャムコ成田	1 3 3 6 官給品倉庫
1 4 0 4	ダイキン工業(株)	1 4 0 4 官給品倉庫
1 5 4 9	多摩川エアロ(株)飯田事業所	1 5 4 9 官給品倉庫
1 6 2 1	カヤバ(株)	1 6 2 1 官給品倉庫
1 6 3 3	川崎重工業(株) (岐阜)	1 6 3 3 官給品倉庫
1 6 3 4	川崎重工業(株) (明石)	1 6 3 4 官給品倉庫
1 6 7 1	関東航空計器(株)	1 6 7 1 官給品倉庫
1 8 7 2	(株)小糸製作所	1 8 7 2 官給品倉庫
2 1 1 5	三波工業(株)	2 1 1 5 官給品倉庫
2 1 7 7	(株)ジュピターコーポレーション	2 1 7 7 官給品倉庫
2 2 1 2	(株)島津製作所	2 2 1 2 官給品倉庫
2 2 7 4	新明和工業(株)伊丹川西倉庫	2 2 7 4 官給品倉庫
2 2 8 2	ミネベアミツミ(株)	2 2 8 2 官給品倉庫
2 2 9 6	三菱重工業(株) (名航)	2 2 9 6 官給品倉庫
2 3 0 4	新明和工業(株)	2 3 0 4 官給品倉庫
2 3 3 6	シンフォニアテクノロジー(株)	2 3 3 6 官給品倉庫
2 3 9 0	住友精密工業(株)	2 3 9 0 官給品倉庫
2 3 9 4	住友電気工業(株)	2 3 9 4 官給品倉庫
2 5 1 4	多摩川精機(株)	2 5 1 4 官給品倉庫
2 8 2 3	ナブテスコ(株)	2 8 2 3 官給品倉庫
2 9 0 1	東京計器(株)	2 9 0 1 官給品倉庫
2 9 0 9	東京航空計器(株)	2 9 0 9 官給品倉庫

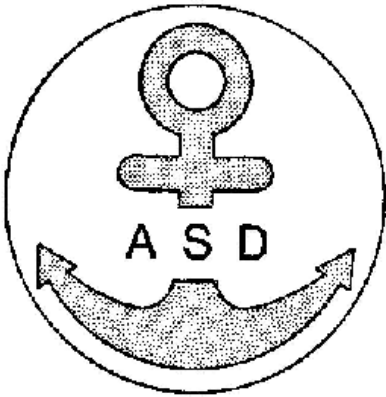
付表１－納入場所一覧表（続き）

会社コード	納入場所名称	
３２０８	古野電気(株)	３２０８官給品倉庫
３３８７	日本アビオニクス(株)	３３８７官給品倉庫
３４８７	日本航空電子工業(株)	３４８７官給品倉庫
３６４５	日本飛行機(株)（厚木）	３６４５官給品倉庫
３９４２	富士精工(株)	３９４２官給品倉庫
３９６０	(株)SUBARU（宇都宮）	３９６０官給品倉庫
４０２３	藤倉ゴム工業(株)	４０２３官給品倉庫
４０５４	古河電池(株)	４０５４官給品倉庫
４０９０	沖電気工業(株)	４０９０官給品倉庫
４２９２	三菱商事(株)	４２９２官給品倉庫
４３６８	三菱プレシジョン(株)	４３６８官給品倉庫
４５７９	横浜ゴム(株)	４５７９官給品倉庫
５３６７	多摩川スカイプレシジョン(株)	５３６７官給品倉庫
５３７６	日本航空高圧(株)	５３７６官給品倉庫
５７８３	多摩川エアロシステムズ(株)	５７８３官給品倉庫
６２０７	協和高圧機工(株)	６２０７官給品倉庫
６５９１	三菱重工業(株)（名誘）	６５９１官給品倉庫
６６２４	(株)ジャムコ仙台	６６２４官給品倉庫
６７１１	新東亜交易(株)	６７１１官給品倉庫
６７８２	(株)エアロパートナーズ	６７８２官給品倉庫
６８１８	(株)YDKテクノロジーズ	６８１８官給品倉庫
７００７	双日エアロスペース(株)	７００７官給品倉庫
７１８０	丸紅エアロスペース(株)	７１８０官給品倉庫
７１９０	伊藤忠アビエーション(株)	７１９０官給品倉庫
８３８０	三菱重工航空エンジン(株)	８３８０官給品倉庫

付表 1－納入場所一覧表（続き）

会社コード	納入場所名称	
D 2	第 2 整備補給隊	第 2 航空群
D 7	第 2 5 航空隊	第 2 5 航空隊
K 2	第 2 0 2 整備補給隊	徳島教育航空群
K 4	第 3 1 整備補給隊	第 3 1 航空群
K 7	第 2 4 航空隊	第 2 4 航空隊
M 2	第 2 3 航空隊	第 2 3 航空隊
S 2	第 1 整備補給隊	第 1 航空群
S 3	第 2 0 1 整備補給隊	小月教育航空群
S 4	第 2 2 整備補給隊	第 2 2 航空群
S N	第 5 整備補給隊	第 5 航空群
Y 2	第 2 1 整備補給隊	第 2 1 航空群
Y 3	第 2 0 3 整備補給隊	下総教育航空群
Y 6	第 4 整備補給隊	第 4 航空群
Z D	海上自衛隊航空補給処	海上自衛隊航空補給処

付図 1－検査証票

	
検査官印	
検査月日	

90m/m

90m/m

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 殿

文 書 番 号
発 簡 日 付
会社、代表者名

(様式第1)

修 理 可 否 判 定 協 議 書

次の機器は、分解検査作業の結果、修理限度額を超過しますので修理可否の判定をお願いします。

機器コード		部品番号		品名		適用機種		標準単価 (根拠)									
契約番号		契約数		O/H数		分検数		検査数		検査数合計		限度額超過数		限度額超過数合計			
製造番号																	
役務費(加工費+納品費+外注費+材料費)																	
部品費(C P + G F P)																	
修理費総計																	
修理費比率																	
主要交換部品	部品番号	品名	数量	単価	交換理由	数量	単価	交換理由	数量	単価	交換理由	数量	単価	交換理由	数量	単価	交換理由
修理可否判定																	

上記のとおり、結果を通知します。

発 簡 日 付

会社、代表者名

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長

殿

(様式規格：A 4)

(様式第2)

文 書 番 号
日 付

海上自衛隊補給本部長 殿

(海上自衛隊航空補給処長 経由)

会社名 ○ ○ ○ ○

代表者名 △ △ △ △

航空機等の改修実施完了について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

関 連 文 書	指示番号：		通知番号：	
	件 名：			
部品番号		機器の一連番号	完了年月日	記 事
改修後の部品番号を記入する。				1 契約番号 2 機器コード 3 改修前(搬入時の部品番号)
備 考 上記のとおり確認した。 年 月 日 監督官氏名				